

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定
と核燃料物質使用変更許可申請書との整理表

第1編 総則

第2編 放射線管理

第4編 プルトニウム研究1棟の管理

令和3年6月

変更前（下線部は変更箇所）	許可	説明																								
<p>第1編 総則</p> <p>目次（変更なし）</p> <p>第1章 通則 （目的）</p> <p>第1条 この規定は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号。以下「法」という。)第57条第1項の規定に基づき定める。</p> <p>2 この規定は、次に掲げる使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設(以下「使用施設等」という。)の保安に関する基本的事項について定め、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下「機構」という。)原子力科学研究所(以下「研究所」という。)における核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物、又は使用施設等による災害を防止することを目的とする。</p> <p>(1) 放射性廃棄物処理場(以下「廃棄物処理場」という。)</p> <p>(2) <u>プルトニウム研究1棟</u></p> <p>(3) ホットラボ</p> <p>(4) JRR-3</p> <p>(5) 燃料試験施設</p> <p>(6) 廃棄物安全試験施設</p> <p>(7) NSRR</p> <p>(8) バックエンド研究施設</p> <p>(9) JRR-4</p> <p>(10) FCA</p> <p>第2条 ～ 第5条の2（変更なし）</p> <p>第2章 保安管理体制 第1節 組織及び職務</p> <p>第6条（変更なし） （職務）</p> <p>第7条 使用施設等の保安に関する各職位と職務は次のとおりとする。</p> <p>(1) ～(16)（変更なし）</p> <p>(17) 工務第1課長は、施設管理者として、廃棄物処理場、<u>プルトニウム研究1棟</u>、JRR-3、燃料試験施設、廃棄物安全試験施設、NSRR、バックエンド研究施設及びFCAの特定施設の運転及び保守に関する業務を行う。</p>	<p>共通編</p> <p>【添付書類1】</p> <p>II 施設編（施設毎に変更許可申請書に添付）</p> <p>政令41条該当施設（共通編の項目のうち、1.～4.及び6.～28.について記載）</p> <table border="0"> <tr> <td><u>プルトニウム研究1棟</u></td> <td>NSRR</td> </tr> <tr> <td>ホットラボ</td> <td>バックエンド研究施設</td> </tr> <tr> <td>JRR-3</td> <td>放射性廃棄物処理場</td> </tr> <tr> <td>燃料試験施設</td> <td>JRR-4</td> </tr> <tr> <td>廃棄物安全試験施設</td> <td>FCA（FCA施設）</td> </tr> </table> <p>政令41条非該当施設（共通編の項目のうち、1.～5.及び22.～24.について記載）</p> <table border="0"> <tr> <td>ラジオアイソトープ製造棟</td> <td>JRR-3実験利用棟(第2棟)</td> </tr> <tr> <td>核燃料倉庫</td> <td>トリチウムプロセス研究棟</td> </tr> <tr> <td>第4研究棟</td> <td>TCA</td> </tr> <tr> <td>放射線標準施設</td> <td>FNS棟</td> </tr> <tr> <td>タンデム加速器建家</td> <td>STACY施設及びTRACY施設</td> </tr> <tr> <td>JRR-1</td> <td>高度環境分析研究棟</td> </tr> <tr> <td>再処理特別研究棟</td> <td>バックエンド技術開発建家</td> </tr> </table>	<u>プルトニウム研究1棟</u>	NSRR	ホットラボ	バックエンド研究施設	JRR-3	放射性廃棄物処理場	燃料試験施設	JRR-4	廃棄物安全試験施設	FCA（FCA施設）	ラジオアイソトープ製造棟	JRR-3実験利用棟(第2棟)	核燃料倉庫	トリチウムプロセス研究棟	第4研究棟	TCA	放射線標準施設	FNS棟	タンデム加速器建家	STACY施設及びTRACY施設	JRR-1	高度環境分析研究棟	再処理特別研究棟	バックエンド技術開発建家	<p>令和3年5月14日 使用変更許可申請にて非該当施設に移行</p>
<u>プルトニウム研究1棟</u>	NSRR																									
ホットラボ	バックエンド研究施設																									
JRR-3	放射性廃棄物処理場																									
燃料試験施設	JRR-4																									
廃棄物安全試験施設	FCA（FCA施設）																									
ラジオアイソトープ製造棟	JRR-3実験利用棟(第2棟)																									
核燃料倉庫	トリチウムプロセス研究棟																									
第4研究棟	TCA																									
放射線標準施設	FNS棟																									
タンデム加速器建家	STACY施設及びTRACY施設																									
JRR-1	高度環境分析研究棟																									
再処理特別研究棟	バックエンド技術開発建家																									

変更前（下線部は変更箇所）	許可	説明
<p>(18) ～ (22) (変更なし)</p> <p>(23) 放射線管理第2課長は、施設管理者として、<u>廃棄物処理場、プルトニウム研究1棟、燃料試験施設、廃棄物安全試験施設、NSRR、バックエンド研究施設及びFCAにおける放射線測定機器の運転及び保守並びに区域放射線管理担当課長として、廃棄物処理場、プルトニウム研究1棟、燃料試験施設、廃棄物安全試験施設、NSRR、バックエンド研究施設及びFCAの線量当量率、表面密度、空気中の放射性物質の濃度及び気体廃棄物中・液体廃棄物中の放射性物質の濃度の測定に関する業務を行う。</u></p> <p>(24) ～ (30) (変更なし)</p> <p>(31) ～ (32) (省略)</p> <p>(33) ～ (35) (変更なし)</p> <p>(36) <u>ホット使用施設管理課長は、臨界ホット試験技術部長が行う統括に関する庶務の業務並びに施設管理者として、プルトニウム研究1棟の本体施設の使用及び保守、核燃料管理者として、プルトニウム研究1棟の核燃料物質の管理並びに区域管理者として、プルトニウム研究1棟の管理区域に係る放射線管理に関する業務を行う。</u></p> <p>(37) ～ (41) (変更なし)</p> <p>2 この規定に定める保安活動及び品質マネジメント活動と前項に掲げる者との関連は、別表第3に示すとおりとし、各職位は、品質マネジメントの考えのもとに各自が所掌する保安活動の業務を実施する。</p> <p>3 同一の使用施設等が複数の施設管理統括者によって分担管理されている場合における当該施設の保安管理のとりまとめは、特に定めのない限り、本体施設の施設管理統括者が行う。</p> <p>4 同一の使用施設等が複数の施設管理者によって使用又は運転をされている場合における使用又は運転のとりまとめは、本体施設の施設管理者が行う。保守についてもこれを準用する。</p> <p>第8条～第9条 (変更なし)</p> <p>第2節 委員会 第10条～第12条 (変更なし)</p> <p>第3節 核燃料取扱主任者 第13条～第15条 (変更なし)</p>	<p>【添付書類3】</p> <p>第1図 使用施設等の保安管理組織図 (政令第41条該当施設)</p>	<p>プルトニウム研究1棟は削除となるが、ホット使用施設管理課長は、臨界ホット試験技術部の筆頭課として庶務の業務を行うため変更なし</p>

変更前（下線部は変更箇所）	許可	説明																																						
<p>第4節 独立検査組織 第15条の2～第15条の3（変更なし）</p> <p>第3章 品質マネジメント計画（変更なし）</p> <p>第4章 放射性廃棄物の管理 （環境へ放出する放射性廃棄物の管理及び廃棄）</p> <p>第26条 次の表の左欄に掲げる施設から環境へ放出する気体状放射性廃棄物（以下「気体廃棄物」という。）の管理及び廃棄は、同表の右欄に掲げる者（以下「気体廃棄物の管理者」という。）が行う。</p> <table border="1" data-bbox="112 716 1101 1360"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>気体廃棄物の管理者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>廃棄物処理場（第2廃棄物処理棟、解体分別保管棟及び減容処理棟を除く。）</td> <td>放射性廃棄物管理第1課長</td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理場（第2廃棄物処理棟）</td> <td>放射性廃棄物管理第2課長</td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理場（解体分別保管棟及び減容処理棟）</td> <td>高減容処理技術課長</td> </tr> <tr> <td>プルトニウム研究1棟</td> <td>ホット使用施設管理課長</td> </tr> <tr> <td>ホットラボ</td> <td>未照射燃料管理課長</td> </tr> <tr> <td>JRR-3</td> <td>JRR-3管理課長</td> </tr> <tr> <td>燃料試験施設</td> <td>実用燃料試験課長</td> </tr> <tr> <td>廃棄物安全試験施設</td> <td>ホット材料試験課長</td> </tr> <tr> <td>NSRR</td> <td>NSRR管理課長</td> </tr> <tr> <td>バックエンド研究施設</td> <td>BECKY技術課長</td> </tr> <tr> <td>FCA</td> <td>臨界技術第2課長</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 次の表の左欄に掲げる施設から一般排水溝により環境へ放出する液体状放射性廃棄物（以下「液体廃棄物」という。）の管理及び廃棄は、同表の右欄に掲げる者（以下「液体廃棄物の管理者」という。）が行う。</p> <table border="1" data-bbox="112 1495 1101 1904"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>液体廃棄物の管理者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>廃棄物処理場（第2廃棄物処理棟、解体分別保管棟及び減容処理棟を除く。）</td> <td>放射性廃棄物管理第1課長</td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理場（第2廃棄物処理棟）</td> <td>放射性廃棄物管理第2課長</td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理場（解体分別保管棟及び減容処理棟）</td> <td>高減容処理技術課長</td> </tr> <tr> <td>プルトニウム研究1棟</td> <td>工務第1課長</td> </tr> <tr> <td>ホットラボ</td> <td>工務第2課長</td> </tr> <tr> <td>JRR-3</td> <td>工務第1課長</td> </tr> </tbody> </table>	施設	気体廃棄物の管理者	廃棄物処理場（第2廃棄物処理棟、解体分別保管棟及び減容処理棟を除く。）	放射性廃棄物管理第1課長	廃棄物処理場（第2廃棄物処理棟）	放射性廃棄物管理第2課長	廃棄物処理場（解体分別保管棟及び減容処理棟）	高減容処理技術課長	プルトニウム研究1棟	ホット使用施設管理課長	ホットラボ	未照射燃料管理課長	JRR-3	JRR-3管理課長	燃料試験施設	実用燃料試験課長	廃棄物安全試験施設	ホット材料試験課長	NSRR	NSRR管理課長	バックエンド研究施設	BECKY技術課長	FCA	臨界技術第2課長	施設	液体廃棄物の管理者	廃棄物処理場（第2廃棄物処理棟、解体分別保管棟及び減容処理棟を除く。）	放射性廃棄物管理第1課長	廃棄物処理場（第2廃棄物処理棟）	放射性廃棄物管理第2課長	廃棄物処理場（解体分別保管棟及び減容処理棟）	高減容処理技術課長	プルトニウム研究1棟	工務第1課長	ホットラボ	工務第2課長	JRR-3	工務第1課長		
施設	気体廃棄物の管理者																																							
廃棄物処理場（第2廃棄物処理棟、解体分別保管棟及び減容処理棟を除く。）	放射性廃棄物管理第1課長																																							
廃棄物処理場（第2廃棄物処理棟）	放射性廃棄物管理第2課長																																							
廃棄物処理場（解体分別保管棟及び減容処理棟）	高減容処理技術課長																																							
プルトニウム研究1棟	ホット使用施設管理課長																																							
ホットラボ	未照射燃料管理課長																																							
JRR-3	JRR-3管理課長																																							
燃料試験施設	実用燃料試験課長																																							
廃棄物安全試験施設	ホット材料試験課長																																							
NSRR	NSRR管理課長																																							
バックエンド研究施設	BECKY技術課長																																							
FCA	臨界技術第2課長																																							
施設	液体廃棄物の管理者																																							
廃棄物処理場（第2廃棄物処理棟、解体分別保管棟及び減容処理棟を除く。）	放射性廃棄物管理第1課長																																							
廃棄物処理場（第2廃棄物処理棟）	放射性廃棄物管理第2課長																																							
廃棄物処理場（解体分別保管棟及び減容処理棟）	高減容処理技術課長																																							
プルトニウム研究1棟	工務第1課長																																							
ホットラボ	工務第2課長																																							
JRR-3	工務第1課長																																							

変更前（下線部は変更箇所）		許可	説明																								
燃料試験施設	工務第1課長																										
廃棄物安全試験施設																											
NSRR																											
バックエンド研究施設																											
FCA																											
<p>（放射性廃棄物の引渡し前の措置）</p> <p>第27条 廃棄物処理場へ引き渡す放射性廃棄物の引渡し前の措置は、当該放射性廃棄物を発生させた課長等が行う。ただし、使用施設等で発生した共用の容器に収納される固体状放射性廃棄物（以下「固体廃棄物」という。）については、第7条に定める区域管理者が行う。</p> <p>2 第2編第44条の2及び第46条に規定する引渡し前の措置を講じた放射性廃棄物の放射性廃棄物管理第1課長への引取りの依頼は、前項の課長等又は区域管理者が行う。</p> <p>3 次の表の左欄に掲げる施設の廃液貯槽に貯留された液体廃棄物の放射性廃棄物管理第1課長への引取りの依頼は、同表の右欄に掲げる者が行う。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>引取りの依頼を行う者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>廃棄物処理場（第2廃棄物処理棟、解体分別保管棟及び減容処理棟を除く。）</td> <td>放射性廃棄物管理第1課長</td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理場（第2廃棄物処理棟）</td> <td>放射性廃棄物管理第2課長</td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理場（解体分別保管棟及び減容処理棟）</td> <td>高減容処理技術課長</td> </tr> <tr> <td>プルトニウム研究1棟</td> <td>工務第1課長</td> </tr> <tr> <td>ホットラボ</td> <td>工務第2課長</td> </tr> <tr> <td>JRR-3</td> <td>工務第1課長</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">燃料試験施設</td> <td>実用燃料試験課長（アルファ・ガンマ廃液に限る。）</td> </tr> <tr> <td>工務第1課長（アルファ・ガンマ廃液を除く。）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">廃棄物安全試験施設</td> <td>ホット材料試験課長（高レベル廃液及びアルファ・ガンマ廃液に限る。）</td> </tr> <tr> <td>工務第1課長（高レベル廃液及びアルファ・ガンマ廃液を除く。）</td> </tr> <tr> <td>NSRR</td> <td rowspan="3">工務第1課長</td> </tr> <tr> <td>バックエンド研究施設</td> </tr> <tr> <td>FCA</td> </tr> </tbody> </table>				施設	引取りの依頼を行う者	廃棄物処理場（第2廃棄物処理棟、解体分別保管棟及び減容処理棟を除く。）	放射性廃棄物管理第1課長	廃棄物処理場（第2廃棄物処理棟）	放射性廃棄物管理第2課長	廃棄物処理場（解体分別保管棟及び減容処理棟）	高減容処理技術課長	プルトニウム研究1棟	工務第1課長	ホットラボ	工務第2課長	JRR-3	工務第1課長	燃料試験施設	実用燃料試験課長（アルファ・ガンマ廃液に限る。）	工務第1課長（アルファ・ガンマ廃液を除く。）	廃棄物安全試験施設	ホット材料試験課長（高レベル廃液及びアルファ・ガンマ廃液に限る。）	工務第1課長（高レベル廃液及びアルファ・ガンマ廃液を除く。）	NSRR	工務第1課長	バックエンド研究施設	FCA
施設	引取りの依頼を行う者																										
廃棄物処理場（第2廃棄物処理棟、解体分別保管棟及び減容処理棟を除く。）	放射性廃棄物管理第1課長																										
廃棄物処理場（第2廃棄物処理棟）	放射性廃棄物管理第2課長																										
廃棄物処理場（解体分別保管棟及び減容処理棟）	高減容処理技術課長																										
プルトニウム研究1棟	工務第1課長																										
ホットラボ	工務第2課長																										
JRR-3	工務第1課長																										
燃料試験施設	実用燃料試験課長（アルファ・ガンマ廃液に限る。）																										
	工務第1課長（アルファ・ガンマ廃液を除く。）																										
廃棄物安全試験施設	ホット材料試験課長（高レベル廃液及びアルファ・ガンマ廃液に限る。）																										
	工務第1課長（高レベル廃液及びアルファ・ガンマ廃液を除く。）																										
NSRR	工務第1課長																										
バックエンド研究施設																											
FCA																											

変更前（下線部は変更箇所）			放射線管理施設		許可	説明
使用施設等	本体施設	特定施設	屋内管理用放射線管理設備	屋外管理用放射線管理設備		
第5章～第9章（変更なし）						
別表第1 使用施設等の区分（第3条関係）						
廃棄物処理場	(1) 処理前廃棄物保管場所 (2) 液体廃棄物貯蔵施設 (3) 固体廃棄物処理施設 (4) 液体廃棄物処理施設 (5) 第1保管廃棄施設（うち(7)を除く。） (6) 第2保管廃棄施設 (7) 解体分別保管棟の電源設備、気体廃棄設備及び空気圧縮設備 (8) 減容処理棟の受変電設備、気体廃棄設備及び空気圧縮設備 (9) その他特定施設以外の設備	(1) 受変電設備 (2) 気体廃棄設備 (3) 空気圧縮設備 ※ 但し、本体施設(7)、(8)を除く。	第3編別表第15（排気ダストモニタを除く。）及び別表第16に掲げる放射線測定機器	第2編別表第15に掲げる放射線測定機器及び第3編～第10編及び第12編別表に掲げる		
プルトニウム研究1棟	(1) グローブボックス等の使用施設 (2) 貯蔵施設 (3) その他特定施設以外の設備	(1) 受変電設備 (2) 非常用電源設備 (3) 気体廃棄設備 (4) 液体廃棄設備	第4編別表第10（排気ダストモニタを除く。）及び別表第11に掲げる放射線測定機器	排気ダストモニタ又は排気ガスモニタ		
ホットラボ	(1) ケーブ、セル等の使用施設 (2) 貯蔵施設 (3) その他特定施設以外の設備	(1) 受変電設備 (2) 非常用電源設備 (3) 気体廃棄設備 (4) 液体廃棄設備 (5) 空気圧縮設備	第5編別表第11（排気ダストモニタ及び排気ガスモニタを除く。）及び別表第12に掲げる放射線測定機器			
J R R - 3	利用施設	(1) 照射施設 (2) 実験施設	(1) 受変電設備 (2) 非常用電源設備 (3) 気体廃棄設備 (4) 液体廃棄設備 (5) 空気圧縮設備	第6編別表第16（排気筒ダストモニタ及び排気筒ガスモニタを除く。）及び別表第17に掲げる放射線測定機器		
	その他の施設	(1) 貯蔵施設 (2) その他特定施設以外の設備				

変更前（下線部は変更箇所）				許可	説明
燃料試験施設	(1) セル、メンテナンスボックス及びプール (2) 貯蔵施設 (3) アルファ・ガンマ液体廃棄設備 (4) その他特定施設以外の設備	(1) 受変電設備 (2) 非常用電源設備 (3) 気体廃棄設備 (4) 液体廃棄設備 (5) 空気圧縮設備	第7編別表第12（排気ダストモニタ及び排気ガスモニタを除く。）及び別表第13に掲げる放射線測定機器		
廃棄物安全試験施設	(1) セル、グローブボックス等の使用施設 (2) 貯蔵施設 (3) 高レベル廃液及びアルファ・ガンマ廃液に係る液体廃棄設備 (4) その他特定施設以外の設備	(1) 受変電設備 (2) 非常用電源設備 (3) 気体廃棄設備 (4) 液体廃棄設備 (5) 空気圧縮設備	第8編別表第11（排気ダストモニタを除く。）及び別表第12に掲げる放射線測定機器		
NSRR	(1) セミホットケープ、セミホットセル等の使用施設 (2) 貯蔵施設 (3) 特定施設以外の液体廃棄設備 (4) その他特定施設以外の設備	(1) 受変電設備 (2) 非常用電源設備 (3) 気体廃棄設備 (4) 液体廃棄設備 (5) 空気圧縮設備	第9編別表第18（排気ダストモニタ及び排気ガスモニタを除く。）及び別表第19に掲げる放射線測定機器		
バックエンド研究施設	(1) セル、グローブボックス、試験機器等の使用施設 (2) 貯蔵施設 (3) 特定施設以外の気体廃棄設備 (4) 特定施設以外の液体廃棄設備 (5) その他特定施設以外の設備	(1) 受変電設備 (2) 非常用電源設備 (3) 気体廃棄設備 (4) 液体廃棄設備 (5) 圧縮空気設備	第10編別表第12（排気ダストモニタ及び排気ガスモニタを除く。）及び別表第13に掲げる放射線測定機器		
JRR-4	(1) 貯蔵施設 (2) その他特定施設以外の施設	(1) 受変電設備	第11編別表第12及び別表第13に掲げる放射線測定機器		
FCA	(1) 原子炉格納施設等の使用施設 (2) 貯蔵施設 (3) その他特定施設以外の施設	(1) 受変電設備 (2) 非常用電源設備 (3) 気体廃棄設備 (4) 液体廃棄設備	第12編別表第10（排気ダストモニタを除く。）及び別表第11に掲げる放射線測定機器		
別表第2 非常事態（第4条第15号、第33条、第34条、第36条、第45条関係） （省略）					

変更前（下線部は変更箇所）											許可	説明	
別表第3 各職位とこの規定で定める保安活動及び品質マネジメント活動との関連（第7条第2項関係）													
保安活動及び 品質マネジメント活動	文書及び記録の管理	運転管理	保守管理	核燃料物質等の管理	放射線管理	放射性廃棄物の管理	非常の場合の措置	検査及び試験	内部監査	不適合管理、是正処置及び未然防止処置	マネジメントレビュー		
職位													
理事長	○	—	—	—	—	—	—	—	○	—	○		
統括監査の職	○	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○		
監査プロセスの管理責任者	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○		
研究所の管理責任者	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○		
安全・核セキュリティ統括部長	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○		
契約部長	○	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—		
本部（監査プロセスを除く。）の 管理責任者	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○		
所長	○	—	—	—	—	—	○	—	—	○	—		
原子力施設検査室長	○	—	—	—	—	—	—	○	—	○	—		
保安管理部長	○	—	—	—	—	—	○	—	—	○	—		
安全対策課長	○	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—		
施設安全課長	○	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—		
危機管理課長	○	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—		
核物質管理課長	○	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—		
品質保証課長	○	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—		
放射線管理部長	○	○	○	—	○	—	○	○	—	○	—		
線量管理課長	○	—	○	—	○	—	○	○	—	—	—		
環境放射線管理課長	○	○	○	—	○	—	○	—	—	—	—		
放射線管理第1課長	○	○	○	—	○	—	○	—	—	—	—		
放射線管理第2課長	○	○	○	—	○	—	○	—	—	—	—		
工務技術部長	○	○	○	—	—	○	○	○	—	○	—		
技術管理課長	○	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—		
工務第1課長	○	○	○	—	○	○	○	○	—	—	—		
工務第2課長	○	○	○	—	○	○	○	○	—	—	—		
研究炉加速器技術部長	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	—		
計画調整課長	○	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—		
利用施設管理課長	○	○	○	—	○	○	○	○	—	—	—		
研究炉技術課長	○	—	—	○	○	—	○	○	—	—	—		
JRR-3管理課長	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	—		
JRR-4管理課長	○	○	○	○	○	—	○	○	—	—	—		
NSRR管理課長	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	—		
臨界ホット試験技術部長	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	—		
ホット使用施設管理課長	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	—		
実用燃料試験課長	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	—		

変更前（下線部は変更箇所）											許可				説明					
ホット材料試験課長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	—								
未照射燃料管理課長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	—								
B E C K Y 技術課長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	—								
臨界技術第 2 課長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	—								
バックエンド技術部長	○	○	○	—	○	○	○	○	○	—	○	—								
高減容処理技術課長	○	○	○	—	○	○	○	○	○	—	—	—								
放射性廃棄物管理第 1 課長	○	○	○	—	○	○	○	○	○	—	—	—								
放射性廃棄物管理第 2 課長	○	○	○	—	○	○	○	○	○	—	—	—								
別表第 4～別表第 5 の 3（省略）																				
別表第 6 核燃料使用規則に基づく記録（第 42 条関係）																				
記 録 事 項	記録すべき 場合	記録 責任者	保存 責任者	保存期間	保安規定各編の該当条番号															
					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12				
1 使用施設等の施設管理（核燃料使用規則第 2 条の 11 の 7 に規定するものをいう。以下この表において同じ。）に係る記録 イ 使用前確認の結果	確認の都度	施設管理者	施設管理統括者	同一事項に関する次の確認のときまでの期間																
ロ 核燃料使用規則第 2 条の 11 の 7 第 4 号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名	施設管理の実施の都度	施設管理者	施設管理統括者	施設管理を実施した使用施設等の解体又は廃棄をした後 5 年が経過するまでの期間																
ハ 第 2 条の 11 の 7 第 5 号の規定による施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名	評価の都度	施設管理者	施設管理統括者	評価を実施した使用施設等の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間																
2 放射線管理記録 イ 使用施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率	毎日作業中 1 回	区域放射線管理担当課長	区域放射線管理担当課長	5 年間		18														

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と核燃料物質使用変更許可申請書との整理表

変更前（下線部は変更箇所）											許可											説明	
ロ	放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の濃度	排気又は排水の都度（連続して排気又は排水を連続して）	区域放射線管理担当課長	区域放射線管理担当課長	5年間	18																	
ハ	管理区域及び周辺監視区域における線量当量率（イに規定する場合のものを除く。）並びに管理区域における空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週1回	管理区域放射線管理担当課長、周辺監視環境放射線管理課長	管理区域放射線管理担当課長、周辺監視環境放射線管理課長	5年間	18 35																	
ニ	放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子（妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を使用者に書面で申し出た者を除く。）の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間の線量並びに本人の申し出等により使用者が妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量	1年間の線量にあつては毎年度1回、3月間の線量にあつては3月ごと1回及び1月間の線量にあつては毎月1回	線量管理課長	線量管理課長	当該記録に放射線業務従事者となった場合又はその記録を保存する期間を超えた場合、使用者がその記録を力委員会指定の機関に渡す期間	26 27 28																	
ホ	4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量	原子力規制委員会が定める5年間において毎年度1回（左欄に掲げる当該1年間に限る。）	線量管理課長	線量管理課長	当該記録に放射線業務従事者となった場合又はその	41 26 27 28																	

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と核燃料物質使用変更許可申請書との整理表

変更前 (下線部は変更箇所)											許可										説明	
					を録 存 し る 間 が を 合 え い 用 そ 録 子 制 会 定 機 引 す の 期 間																	
へ 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量	その都度	線量管理課長	線量管理課長	当該に者放射線業務者なかつた場合その録 存 し る 間 が を 合 え い 用 そ 録 子 制 会 定 機 引 す の 期 間	記係が線従でな場合は記保 て 期 5 超 場 お 使 が 記 原 規 員 指 る に 渡 で	25	26	27	28													
ト 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	その者が当該業務に就くとき	線量管理課長	線量管理課長	当該に者放射線業務者なかつた場合その録 存 し る 間 が を 合 え い 用 そ 録 子 制 会 定 機 引 す の 期 間	記係が線従でな場合は記保 て 期 5 超 場 お 使 が 記 原 規 員 指 る に 渡 で	41	23	28														

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と核燃料物質使用変更許可申請書との整理表

変更前（下線部は変更箇所）													許可	説明		
				いて、使用者がその録子制会定機引きすまでの期間												
チ 工場又は事業所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路	運搬の都度	核燃料物質は核燃料管理者、核燃料物質によつて汚染されたもの又は等	核燃料物質は核燃料管理者、核燃料物質によつて汚染されたもの又は等	1年間	41											
リ 廃棄施設に廃棄し、又は海洋に投棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日時、場所及び方法	廃棄の都度	* 3	* 4	法第 57 条の 5 第 3 項において準用する法第 12 条の 6 第 8 項の確認を受けるまでの期間* 5	45	15										
ヌ 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法	封入又は固型化の都度	* 3	* 4	法第 57 条の 5 第 3 項において準用する法第 12 条の 6 第 8 項の確認を受けるまでの期間* 5	44	12	13									
3 操作記録（安全上重要な施設（使用許可基準規則第 1 条第 2 項第 4 号に規定するものをいう。）に係るものに限る（ハを除く。）。）																

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と核燃料物質使用変更許可申請書との整理表

変更前（下線部は変更箇所）											許可						説明		
イ	使用施設における核燃料物質の種類別の使用量及び使用の日時	使用の都度 (連続式にあつては連続して)	施設管理者	施設管理者	1年間														
ロ	使用施設等の操作開始及び操作停止の時刻	開始及び停止の都度	施設管理者	施設管理者	1年間														
ハ	警報装置から発せられた警報の内容（令第41条各号に掲げる核燃料物質に係るものに限る。） *1, *2	その都度	施設管理者	施設管理者	1年間		18	<u>6</u>	6	8	6	6	9	6	27	26			
							34	<u>26</u>	23	28	23	23	34	25					
ニ	使用施設等の操作責任者及び操作員の氏名並びにこれらの者の交代の時刻	操作の開始及び交代の都度	施設管理者	施設管理者	1年間														
4	使用施設等の事故記録 イ 事故の発生及び復旧の日時	その都度	施設管理統括者	施設管理統括者	法第57条の5第3項において使用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間	45													
	ロ 事故の状況及び事故に際して採った措置	その都度	施設管理統括者	施設管理統括者	法第57条の5第3項において使用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間	45													
ハ	事故の原因	その都度	施設管理統括者	施設管理統括者	法第57条の5第3項において使用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間	45													

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と核燃料物質使用変更許可申請書との整理表

変更前 (下線部は変更箇所)					許可										説明				
ニ 事故後の処置	その都度	施設管理統括者	施設管理統括者	法第 57 条の 5 第 3 項において準用する法第 12 条の 6 第 8 項の確認を受けるまでの期間	45														
5 保安教育の記録 イ 保安教育の実施計画	策定の都度	部長	部長	3年間	31														
ロ 保安教育の実施の日時及び項目	実施の都度	部長	部長	3年間	31														
ハ 保安教育を受けた者の氏名	実施の都度	部長	部長	3年間	31														
6 品質管理基準規則第 4 条第 3 項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに依った計画、実施、評価及び改善状況の記録 (他の号に掲げるものを除く。)	当該文書又は記録の作成又は変更の都度	統括監査の職、安全・セキュリティ統括部長、契約部長、部長等	統括監査の職、安全・セキュリティ統括部長、契約部長、部長及び課長等	当該文書又は記録の作成又は変更後 3 年経過するまでの期間	16														
7 廃止措置に係る工事の方法、時期及び対象となる使用施設等の設備の名称	廃止の措置に係る工事の各工程の終了の都度	施設管理者	施設管理者	法第 57 条の 5 第 3 項において準用する法第 12 条の 6 第 8 項の確認を受けるまでの期間															

* 1 核燃料物質の使用の変更の許可申請書に記載されている警報装置及び火災警報を含む。

* 2 試験・検査、点検及び保守で計画的に発報させるものは、記録から除外する。

* 3 使用施設等 (廃棄物処理場を除く。) 内の廃棄物保管場所に保管する固体廃棄物に係る記録責任者は、当該固体廃棄物を発生させた課長等又は共用の容器に収納される固体廃棄物を管理する区域管理者とする。また、廃棄物処理場については、処理前廃棄物保管場所に保管する固体廃棄物に係る記録責任者は、当該処理前廃棄物保管場所を管理する課長 (放射性廃棄物管理第 1 課長、放射性廃棄物管理第 2 課長又は高減容処理技術課長) とし、発生廃棄物保管場所に保管する固体廃棄物に係る記録責任者は、当該固体廃棄物を発生させた課長 (放射性廃棄物管理第 1 課長、放射性廃棄物管理第 2 課長、高減容処理技術課長又は工務第 1 課長) とする。なお、廃棄物処理場に引き渡した後の放射性廃棄物に係る記録責任者は、放射性廃棄物管理第 1 課長とする。

* 4 使用施設等 (廃棄物処理場を除く。) 内の廃棄物保管場所に保管する固体廃棄物に係る記録の保存責任者は、当該固体廃棄物を発生させた課長等又は共用の容器に収納される固体廃棄物を管理する区域管理者とする。また、廃棄物処理場については、処理前廃棄物保管場所に保管する固体廃棄物に係る記録の保存責任者は、

変更前（下線部は変更箇所）	許可	説明
<p>当該処理前廃棄物保管場所を管理する課長（放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長又は高減容処理技術課長）とし、発生廃棄物保管場所に保管する固体廃棄物に係る記録の保存責任者は、当該固体廃棄物を発生させた課長（放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長、高減容処理技術課長又は工務第1課長）とする。なお、廃棄物処理場に引き渡した後の放射性廃棄物に係る記録の保存責任者は、放射性廃棄物管理第1課長とする。</p> <p>*5 使用施設等（廃棄物処理場を除く。）内の廃棄物保管場所に保管する固体廃棄物に係る記録の保存期間は、当該固体廃棄物を廃棄物処理場に引き渡すまでの期間とする。また、廃棄物処理場の処理前廃棄物保管場所に保管する固体廃棄物に係る記録の保存期間は、当該固体廃棄物を処理するまでの期間とし、発生廃棄物保管場所に保管する固体廃棄物に係る記録の保存期間は、当該固体廃棄物を廃棄物処理場に引き渡すまでの期間とする。</p>		

変更前（下線部は変更箇所）	許可	説明																													
<p>第2編 放射線管理 目次（省略）</p> <p>第1章 放射線管理の業務区分 （区域管理）</p> <p>第1条 使用施設等に係る管理区域ごとの放射線管理（作業に係る放射線管理を除く。以下「区域管理」という。）は、次の表の左欄に掲げる施設に係る管理区域について、同表の中欄及び右欄に掲げる区域管理者及び区域放射線管理担当課長が行う。</p>																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="97 585 531 674">施設</th> <th data-bbox="531 585 854 674">区域管理者</th> <th data-bbox="854 585 1101 674">区域放射線管理担当課長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="97 674 531 898"> 廃棄物処理場（第2廃棄物処理棟、解体分別保管棟（ただし、保管室を除く。）及び減容処理棟を除く。） </td> <td data-bbox="531 674 854 898">放射線管理第1課長</td> <td data-bbox="854 674 1101 1203" rowspan="4">放射線管理第2課長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="97 898 531 974"> 廃棄物処理場（第2廃棄物処理棟） </td> <td data-bbox="531 898 854 974">放射線管理第2課長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="97 974 531 1115"> 廃棄物処理場（解体分別保管棟（ただし、保管室を除く。）及び減容処理棟） </td> <td data-bbox="531 974 854 1115">高減容処理技術課長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="97 1115 531 1203"> <u>プルトニウム研究1棟</u> </td> <td data-bbox="531 1115 854 1203"><u>ホット使用施設管理課長</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="97 1203 531 1299"> ホットラボ </td> <td data-bbox="531 1203 854 1299">未照射燃料管理課長</td> <td data-bbox="854 1203 1101 1501" rowspan="3">放射線管理第1課長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="97 1299 531 1440"> JRR-3の本体施設（NSRRに係る使用済燃料貯蔵施設を含む。） </td> <td data-bbox="531 1299 854 1440">JRR-3管理課長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="97 1440 531 1501"> JRR-4 </td> <td data-bbox="531 1440 854 1501">JRR-4管理課長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="97 1501 531 1562"> FCA </td> <td data-bbox="531 1501 854 1562">臨界技術第2課長</td> <td data-bbox="854 1501 1101 1873" rowspan="4">放射線管理第2課長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="97 1562 531 1638"> 燃料試験施設 </td> <td data-bbox="531 1562 854 1638">実用燃料試験課長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="97 1638 531 1734"> 廃棄物安全試験施設 </td> <td data-bbox="531 1638 854 1734">ホット材料試験課長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="97 1734 531 1810"> NSRR（使用済燃料貯蔵施設を除く。） </td> <td data-bbox="531 1734 854 1810">NSRR管理課長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="97 1810 531 1873"> バックエンド研究施設 </td> <td data-bbox="531 1810 854 1873">BECKY技術課長</td> <td data-bbox="854 1810 1101 1873"></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 区域管理者の業務の一部を行わせるため、分任区域管理者を置くことができる。</p>	施設	区域管理者	区域放射線管理担当課長	廃棄物処理場（第2廃棄物処理棟、解体分別保管棟（ただし、保管室を除く。）及び減容処理棟を除く。）	放射線管理第1課長	放射線管理第2課長	廃棄物処理場（第2廃棄物処理棟）	放射線管理第2課長	廃棄物処理場（解体分別保管棟（ただし、保管室を除く。）及び減容処理棟）	高減容処理技術課長	<u>プルトニウム研究1棟</u>	<u>ホット使用施設管理課長</u>	ホットラボ	未照射燃料管理課長	放射線管理第1課長	JRR-3の本体施設（NSRRに係る使用済燃料貯蔵施設を含む。）	JRR-3管理課長	JRR-4	JRR-4管理課長	FCA	臨界技術第2課長	放射線管理第2課長	燃料試験施設	実用燃料試験課長	廃棄物安全試験施設	ホット材料試験課長	NSRR（使用済燃料貯蔵施設を除く。）	NSRR管理課長	バックエンド研究施設	BECKY技術課長	
施設	区域管理者	区域放射線管理担当課長																													
廃棄物処理場（第2廃棄物処理棟、解体分別保管棟（ただし、保管室を除く。）及び減容処理棟を除く。）	放射線管理第1課長	放射線管理第2課長																													
廃棄物処理場（第2廃棄物処理棟）	放射線管理第2課長																														
廃棄物処理場（解体分別保管棟（ただし、保管室を除く。）及び減容処理棟）	高減容処理技術課長																														
<u>プルトニウム研究1棟</u>	<u>ホット使用施設管理課長</u>																														
ホットラボ	未照射燃料管理課長	放射線管理第1課長																													
JRR-3の本体施設（NSRRに係る使用済燃料貯蔵施設を含む。）	JRR-3管理課長																														
JRR-4	JRR-4管理課長																														
FCA	臨界技術第2課長	放射線管理第2課長																													
燃料試験施設	実用燃料試験課長																														
廃棄物安全試験施設	ホット材料試験課長																														
NSRR（使用済燃料貯蔵施設を除く。）	NSRR管理課長																														
バックエンド研究施設	BECKY技術課長																														

変更前（下線部は変更箇所）	許可	説明
<p>3 前項の分任区域管理者が行う区域管理のとりまとめは、区域管理者が行う。</p> <p>4 第2項の分任区域管理者及びその業務の範囲は、所長が指定する。</p> <p>5 区域管理者は次の第1号から第3号に掲げる業務を、区域放射線管理担当課長は次の第4号から第6号に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 出入管理</p> <p>(2) 標識、洗浄設備、更衣設備、汚染除去資材その他管理区域設備の管理</p> <p>(3) 作業環境の管理</p> <p>(4) 定期的な線量当量率、表面密度及び空気中の放射性物質の濃度の測定</p> <p>(5) 気体廃棄物中及び液体廃棄物中の放射性物質の濃度の測定</p> <p>(6) 放射線管理施設の管理</p> <p>第2条～第8条の2（省略）</p> <p>第2章 管理区域等の管理（第9条～第22条の2）（省略）</p> <p>第3章 被ばく管理（第23条～第28条）（省略）</p> <p>第4章 環境放射線の管理（第29条～第35条）（省略）</p> <p>第5章 放射線管理施設の管理 第35条の2～第35条の6（省略）</p> <p>（放射線測定機器の維持点検）</p> <p>第36条 区域放射線管理担当課長は、第3編第33条、<u>第4編第25条</u>、第5編第22条、第6編第27条、第7編第22条、第8編第22条、第9編第33条、第10編第24条、第11編第26条及び第12編第25条に規定する放射線測定機器を備え付けるとともに、その性能を常に正常に維持するよう、各施設編に定める施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより管理しなければならない。</p> <p>2 区域放射線管理担当課長は、前項に定める放射線測定機器の動作状況を毎週1回以上、巡視しなければならない。ただし、使用施設等の使用が1週間以上連続して停止される場合において、当該測定機器による監視を必要としないときは、この限りでない。この場合にあっても、1月を超えない範囲内で1回以上、巡視するものとする。</p> <p>3 環境放射線管理課長は、別表第15に掲げる放射線測定機器について、その性能を常に正常に維持するよう、施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより管理しなければならない。</p> <p>4 環境放射線管理課長は、前項に定める放射線測定機器の動作状況を毎週1回以上、巡視しなければならない。</p> <p>5 線量管理課長は、放射線測定機器の性能を確認するため、第3編、<u>第4編</u>、第5編、第6編、第7編、第8編、第9編、第10編、第11編及び第12編において区域放射線管</p>		

変更前（下線部は変更箇所）	許可	説明
<p>理担当課長が定める設備保全整理表並びに第35条の4において環境放射線管理課長が定める設備保全整理表により点検を行い、その結果をそれぞれ、区域放射線管理担当課長及び環境放射線管理課長に通知しなければならない。</p> <p>第37条～第39条（省略）</p> <p>第6章 核燃料物質等の運搬（第40条～第43条）（省略）</p> <p>第7章 廃棄物処理場へ引き渡す放射性廃棄物及び廃棄物の仕掛品の管理（第44条～第47条）</p> <p>第44条 ～ 第44条の2（省略）</p> <p>（固体廃棄物の保管）</p> <p>第45条 課長等は、前条の措置を講じた固体廃棄物を使用施設等内で保管するときは、<u>第4編</u>から第12編の管理区域を示す図において指定されている廃棄物保管場所で保管しなければならない。また、廃棄物処理場においては、前条の措置を講じた固体廃棄物を使用施設等内で保管するときは、第3編の別表第3の9～別表第3の11において指定されている発生廃棄物保管場所で保管しなければならない。</p> <p>2 区域管理者は、前項の廃棄物保管場所及び発生廃棄物保管場所に別記様式に示す標識を設け、当該区域を壁、さく等で区画し、目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示しなければならない。</p> <p>3 課長等は、前条第1項で規定する廃棄物の仕掛品を封入した指定の容器が金属製でない場合又はビニールシート等により梱包した場合は、金属製の容器又は金属製の保管庫に入れなければならない。ただし、金属製の大型機器（ポンプ、配管、タンク等）であって、これを金属製の容器に入れることが困難な場合は、放射性物質の飛散又は漏えいの防止等の措置を行うとともに、火災防護上必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>第46条 ～ 第47条（省略）</p> <p>第8章 異常時の措置</p> <p>第1節 線量当量率等に係る異常を認めた場合の措置（第48条）（省略）</p> <p>第2節 放射線被ばくに係る異常の場合の措置（第49条～第51条）（省略）</p> <p>第3節 環境放射線に係る異常時の措置</p> <p>第52条～第53条（省略）</p>		

変更前（下線部は変更箇所）	許可	説明
<p>(放射性物質の濃度等に係る異常の場合の措置)</p> <p>第 54 条 区域放射線管理担当課長は、第 3 編から第 12 編に定める放射線測定機器の警報装置の作動条件において当該測定機器の警報が作動したときは、気体廃棄物の管理者に通報するとともに、気体廃棄物中の放射性物質の 3 月間の平均濃度を算出しなければならない。</p> <p>2 区域放射線管理担当課長は、前項の算出結果が、第30条に定める値を超えるおそれがあると認めるとき、又は第34条第 2 項に定める値を超えるおそれがあると認めるときは、放射線管理部長、施設管理統括者及び核燃料取扱主任者に通報しなければならない。</p> <p>3 気体廃棄物の管理者は、第 1 項の通報を受けたときは、施設管理統括者に通報しなければならない。</p> <p>4 放射線管理部長は、第 2 項の通報を受けたときは、所長に通報するとともに、関係のある課長等に原因の調査を指示し、施設管理統括者とともに、放射性物質の濃度等の低減の措置を講じなければならない。</p> <p>5 環境放射線管理課長は、第35条の測定を行った結果について異常を認めた場合には、原因の調査等を行い必要な措置を講じるとともに、放射線管理部長に通報しなければならない。</p> <p>6 放射線管理部長は、前項の通報を受けた場合でその原因が施設に起因する場合は、所長、核燃料取扱主任者及び施設管理統括者に通報しなければならない。</p> <p>7 放射線管理部長は、第 4 項の措置を講じたときは、その結果を所長に報告するとともに、核燃料取扱主任者に通知しなければならない。</p> <p>8 所長は、第 4 項の通報を受けたときは、施設管理統括者に対し、使用計画の変更等の措置を指示しなければならない。</p> <p>9 施設管理統括者は、前項の指示、講じた措置及びその結果を核燃料取扱主任者に通知しなければならない。</p> <p>第 4 節 放射線測定機器の巡視及び点検において異常を認めた場合の措置（第 55 条）（省略）</p> <p>第 5 節 周辺監視区域内の運搬中において異常を認めた場合の措置（第 56 条）（省略）</p> <p>別表第 1～別表第 10 （省略）</p>		

変更前（下線部は変更箇所）			許可	説明
別表第 11 気体廃棄物の放出管理基準値				
使用施設等名	排気筒名	放出管理基準値		
廃棄物処理場	第 1 廃棄物処理棟	(DAC) p × 1		
	第 2 廃棄物処理棟	(DAC) p × 1		
	液体処理建家	(DAC) p × 1		
	第 3 廃棄物処理棟	(DAC) p × 1		
	解体分別保管棟	(DAC) p × 1		
	減容処理棟	(DAC) p × 1		
プルトニウム研究 1 棟	<u>I</u>	<u>(DAC) p × 10</u>		
	<u>II、III</u>	<u>(DAC) p × 10</u>		
ホットラボ	主	(DAC) p × 10		
	副	(DAC) p × 1		
燃料試験施設		(DAC) p × 10		
廃棄物安全試験施設		(DAC) p × 1		
バックエンド研究施設		(DAC) p × 10		
注) (DAC) p とは、第 29 条第 2 項に規定する周辺監視区域外の空气中濃度限度をいう。				
別表第 12～別表第 24（省略）				

核燃料物質使用変更許可申請書と保安規定の記載整理表

変更前	許可	説明
<p><u>4編 プルトニウム研究1棟の管理</u></p> <p><u>目次</u></p> <p><u>第1章 通則（第1条－第4条）</u></p> <p><u>第2章 使用の管理</u></p> <p> <u>第1節 使用上の制限（第5条）</u></p> <p> <u>第2節 使用上の条件（第6条・第7条）</u></p> <p> <u>第3節 作業上の確認（第8条－第11条）</u></p> <p><u>第3章 保守管理（第11条の2－第17条）</u></p> <p><u>第4章 核燃料物質の管理（第18条－第20条）</u></p> <p><u>第5章 異常時の措置</u></p> <p> <u>第1節 警報装置が作動した場合の措置（第21条）</u></p> <p> <u>第2節 点検等において異常を認めた場合の措置（第22条・第22条の2）</u></p> <p> <u>第3節 勤務時間外に異常が発生した場合の措置（第23条）</u></p> <p> <u>第4節 自然現象等が発生した場合の措置（第23条の2）</u></p> <p> <u>第5節 非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置（第23条の3）</u></p> <p><u>第6章 放射線管理（第24条－第26条）</u></p> <p><u>第7章 固体廃棄物の保管（第27条）</u></p>		

核燃料物質使用変更許可申請書と保安規定の記載整理表

変更前	許可	説明
<p>第1章 通則</p> <p>(要員の配置)</p> <p>第1条 ホット使用施設管理課長及び工務第1課長は、本体施設の使用中は、本体施設及び特定施設に係る保安に必要な要員を配置しなければならない。</p> <p>(手引の作成)</p> <p>第2条 ホット使用施設管理課長は本体施設、工務第1課長は特定施設に関し、次の各号に掲げる事項に関する手引を作成し、ホット使用施設管理課長は臨界ホット試験技術部長の承認を、工務第1課長は工務技術部長の承認を受けなければならない。これを変更するときも同様とする。本体施設の手引の作成及び変更に当たっては、第1編第5条の2に規定する核燃料物質の取扱いに関する管理基準の要求事項に基づき行わなければならない。</p> <p>(1) 使用の管理に関する事項</p> <p>(2) 保守管理に関する事項</p> <p>(3) 核燃料物質の管理に関する事項（本体施設のみ）</p> <p>(4) 異常時の措置に関する事項</p> <p>2 工務技術部長は、前項の承認をしようとするときは、臨界ホット試験技術部長の同意を得なければならない。</p> <p>3 臨界ホット試験技術部長は、第1項の承認又は前項の同意をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>4 臨界ホット試験技術部長及び工務技術部長は、第1項の承認をしたときは、所長に報告しなければならない。</p> <p>(年間使用計画)</p> <p>第3条 臨界ホット試験技術部長は、毎年度、当該年度に先立ち、次の各号に掲げる事項を明らかにした年間使用計画を作成し、所長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>(1) 使用の目的</p> <p>(2) 使用の予定期間</p> <p>(3) 使用する核燃料物質の種類及び量</p> <p>(4) 使用の方法及び使用後の措置の概略</p> <p>(5) 定期事業者検査の予定期間</p> <p>(6) 第15条第1項に定める修理及び改造をする施設、設備、装置、機器等の名称及び予定期間</p> <p>2 所長は、前項の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>3 臨界ホット試験技術部長は、第1項の承認を受けたときは、ホット使用施設管理課</p>		

核燃料物質使用変更許可申請書と保安規定の記載整理表

変更前	許可	説明
<p><u>長、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</u> <u>(使用実施計画)</u></p> <p><u>第4条 ホット使用施設管理課長は、核燃料物質を使用しようとするときは、前条の年間使用計画に基づき、次の各号に掲げる事項を明らかにした使用実施計画を作成し、臨界ホット試験技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</u></p> <p><u>(1) 使用の開始及び終了の予定期日</u> <u>(2) 使用する核燃料物質の種類及び量</u> <u>(3) 使用の方法及び使用後の処置</u> <u>(4) 核燃料物質の貯蔵及び廃棄の方法</u></p> <p><u>2 臨界ホット試験技術部長は、前項の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</u></p> <p><u>3 ホット使用施設管理課長は、第1項の承認を受けたときは、その実施前に、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</u></p> <p><u>第2章 使用の管理</u> <u>第1節 使用上の制限</u> <u>(使用施設の使用上の制限)</u></p> <p><u>第5条 ホット使用施設管理課長は、使用場所ごとに、別表第1に掲げる核燃料物質の最大使用量を超えて使用してはならない。</u></p> <p><u>2 ホット使用施設管理課長は、使用場所ごとに、前項の核燃料物質の最大使用量を表示しなければならない。</u></p> <p><u>3 ホット使用施設管理課長は、プルトニウム研究1棟において核燃料物質を貯蔵した容器を収納した容器の開封は行わない。</u></p> <p><u>第2節 使用上の条件</u> <u>(警報装置の作動条件)</u></p> <p><u>第6条 ホット使用施設管理課長及び工務第1課長は、別表第2に掲げるところにより警報装置が作動するよう設定しなければならない。ただし、検査、補修又は改造等を行う場合において、それぞれ臨界ホット試験技術部長及び工務技術部長の承認を受けたときは、これを変更し、又は解除することができる。</u></p> <p><u>2 臨界ホット試験技術部長及び工務技術部長は、前項ただし書の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</u></p> <p><u>3 工務第1課長は、第1項ただし書の承認を受けようとするときは、ホット使用施設管理課長の同意を得なければならない。</u> <u>(負圧の維持)</u></p> <p><u>第7条 工務第1課長は、別表第3に掲げる設備等の負圧を維持しなければならない。</u></p>		

核燃料物質使用変更許可申請書と保安規定の記載整理表

変更前	許可	説明
<p>ただし、検査、補修又は改造等を行う場合において、工務技術部長の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>2 工務技術部長は、前項ただし書の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>3 工務第1課長は、第1項ただし書の承認を受けようとするときは、ホット使用施設管理課長の同意を得なければならない。</p> <p>4 ホット使用施設管理課長は、別表第3に掲げるグローブボックスの負圧を維持しなければならない。ただし、検査、補修又は改造等を行う場合において、臨界ホット試験技術部長の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>5 臨界ホット試験技術部長は、前項ただし書の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>6 工務第1課長及びホット使用施設管理課長は、第1項及び第4項ただし書の規定により負圧の維持ができないときは、その所掌に係る排気設備、グローブボックス等の外部への汚染の拡大を防止するための措置を講じなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第3節 作業上の確認 (使用の通知等)</p> <p>第8条 ホット使用施設管理課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、プルトニウム研究1棟の使用に係る必要な事項についての通知及び必要な措置についての要請を相互に行うものとし、ホット使用施設管理課長は、グローブボックスの使用、緊急の必要があると認めるときは、工務第1課長及び放射線管理第2課長に対し、保安上必要な措置を講ずべきことを指示することができる。</p> <p style="text-align: center;">(重要な設備等の操作)</p> <p>第9条 ホット使用施設管理課長及び工務第1課長は、別表第4に掲げる保安上重要な設備等の操作については、それぞれ、第2条に定める手引により行わなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(施設の運転管理)</p> <p>第10条 ホット使用施設管理課長及び工務第1課長は、核燃料物質の取扱い作業を開始しようとするときは、別表第5に掲げる設備等を点検しなければならない。</p> <p>2 ホット使用施設管理課長は、前項の点検において異常がないことを確認した後でなければ、核燃料物質の取扱い作業を開始してはならない。</p> <p>3 ホット使用施設管理課長及び工務第1課長は、核燃料物質の取扱い作業中は、それぞれ、本体施設及び特定施設について、保安上重要な機器が正常に作動していることを監視しなければならない。</p> <p>4 ホット使用施設管理課長及び工務第1課長は、核燃料物質の取扱い作業を終了したときは、別表第5に掲げる設備等を点検しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(特定施設の運転停止時の措置)</p>		

核燃料物質使用変更許可申請書と保安規定の記載整理表

変更前	許可	説明
<p>第 11 条 工務第 1 課長は、特定施設の機器の運転を停止しようとするときは、ホット使用施設管理課長の同意を得るとともに、本体施設の保安に支障のないことを確認し、運転の停止に係る機器について保安に支障のないことを確認しなければならない。</p> <p>第 3 章 保守管理 (施設管理目標の策定)</p> <p>第 11 条の 2 臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、プルトニウム研究 1 棟（本体施設、特定施設及び放射線管理施設を含む。）について、第 1 編第 2 条第 2 項に基づき理事長が定める施設管理方針に従って達成すべき施設管理目標をそれぞれ策定しなければならない。</p> <p>2 臨界ホット試験技術部長は、前項の施設管理目標を取りまとめ、所長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>3 臨界ホット試験技術部長は、前項の承認を受けたときは、工務技術部長及び放射線管理部長並びにホット使用施設管理課長に通知しなければならない。</p> <p>4 ホット使用施設管理課長は、前項の通知を受けたときは、工務第 1 課長及び放射線管理第 2 課長に通知しなければならない。 (施設管理の重要度が高い系統に対する定量的な目標の策定)</p> <p>第 11 条の 3 ホット使用施設管理課長、工務第 1 課長及び放射線管理第 2 課長は、前条の施設管理目標を踏まえ、それぞれ所掌する設備・機器のうち重要度の高いものについて、定量的な施設管理目標を策定しなければならない。</p> <p>2 ホット使用施設管理課長は、前項の定量的な施設管理目標を取りまとめ、臨界ホット試験技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>3 工務第 1 課長及び放射線管理第 2 課長は、前項の承認を受ける前に、それぞれ工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。</p> <p>4 臨界ホット試験技術部長は、第 2 項の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>5 ホット使用施設管理課長は、第 2 項の承認を受けたときは、工務第 1 課長及び放射線管理第 2 課長に通知しなければならない。 (施設管理実施計画等の策定)</p> <p>第 11 条の 4 ホット使用施設管理課長、工務第 1 課長及び放射線管理第 2 課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を定めた施設管理実施計画を策定しなければならない。</p> <p>イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</p> <p>ロ 使用施設等の設計及び工事に関すること。</p> <p>ハ 使用施設等の巡視（使用施設等の保全のために実施するものに限る。）に関すること。</p>		

核燃料物質使用変更許可申請書と保安規定の記載整理表

変更前	許可	説明
<p>ニ <u>使用施設等の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期（使用施設等の操作中及び操作停止中の区別を含む。）に関すること。</u></p> <p>ホ <u>使用施設等の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</u></p> <p>ヘ <u>使用施設等の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。</u></p> <p>ト <u>ヘの確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。</u></p> <p>チ <u>使用施設等の施設管理に関する記録に関すること。</u></p> <p>2 <u>ホット使用施設管理課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を整理した設備保全整理表及び検査要否整理表を策定しなければならない。</u></p> <p>イ <u>使用施設等の工事の方法及び時期</u></p> <p>ロ <u>使用施設等の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期</u></p> <p>3 <u>第1項及び前項において、使用施設等の操作を相当期間停止する場合その他その施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、第3条の定めにより作成する年間使用計画において特別な状態である期間とその内容を示した上で、その特別な措置として核燃料使用規則第2条の11の7第7号の規定に基づき特別な施設管理実施計画並びに特別な設備保全整理表及び検査要否整理表を定めることができる。</u></p> <p>4 <u>ホット使用施設管理課長は、第1項から第3項の施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表を取りまとめ、臨界ホット試験技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</u></p> <p>5 <u>工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の承認を受ける前に、それぞれ工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。</u></p> <p>6 <u>臨界ホット試験技術部長は、第4項の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</u></p> <p>7 <u>ホット使用施設管理課長は、第4項の承認を受けたときは、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</u> <u>（保全活動の実施）</u></p> <p>第11条の5 <u>ホット使用施設管理課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより、保全活動を実施しなければならない。</u> <u>（保全活動の有効性評価及び改善）</u></p> <p>第11条の6 <u>ホット使用施設管理課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、保全活動（工事、巡視、点検及び検査に関する事項に限る。）の有効性評価を定期事業者検査の都度及び必要に応じて行い、必要と認める場合には改善を行わなければならない。</u></p>		

核燃料物質使用変更許可申請書と保安規定の記載整理表

変更前	許可	説明
<p>(保守の通知等)</p> <p>第12条 ホット使用施設管理課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、プルトニウム研究1棟の保守に係る必要な事項についての通知及び必要な措置についての要請を相互に行うものとする。</p> <p>(計画停電時の措置)</p> <p>第13条 ホット使用施設管理課長及び工務第1課長は、計画停電時の保安措置については、それぞれ、核燃料取扱主任者の同意を得るとともに、第2条に定める手引により行わなければならない。</p> <p>(定期事業者検査)</p> <p>第14条 原子力施設検査室長は、プルトニウム研究1棟の定期事業者検査を実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした定期事業者検査計画及び定期事業者検査要領書を策定し、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。ただし、第1号ハの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>(1) 定期事業者検査計画</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の項目及び実施体制</p> <p>ハ 予定期間</p> <p>ニ 施設管理目標</p> <p>(2) 定期事業者検査要領書</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の項目及び検査場所</p> <p>ハ 検査前条件</p> <p>ニ 検査の確認方法及び検査手順</p> <p>ホ 検査の判定基準</p> <p>2 ホット使用施設管理課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、原子力施設検査室長の求めに応じ、前項の検査に必要な情報を提供しなければならない。</p> <p>3 原子力施設検査室長は、第1項の同意を得たときは、ホット使用施設管理課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</p> <p>4 ホット使用施設管理課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の通知を受けたときは、それぞれ臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長に報告しなければならない。</p> <p>5 原子力施設検査室長は、定期事業者検査計画及び定期事業者検査要領書に従い検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、核燃料取扱主任者の確認を受けなければならない。</p> <p>(修理及び改造計画)</p> <p>第15条 ホット使用施設管理課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ本体施設、特定施設及び放射線管理施設について、修理及び改造を行おうとする場合にお</p>		

核燃料物質使用変更許可申請書と保安規定の記載整理表

変更前	許可	説明
<p>いて、その修理及び改造が法第 55 条の 2 第 1 項に定める使用前事業者検査を伴うときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした修理及び改造計画を作成し、それぞれ、臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>イ 修理及び改造をする施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 修理及び改造の内容</p> <p>ハ 予定期間</p> <p>2 工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の確認をしようとするときは、臨界ホット試験技術部長の同意を得なければならない。</p> <p>3 臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、第 1 項の定めにより確認した修理及び改造計画について、所長の承認を受けなければならない。</p> <p>4 所長は、前項の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>5 臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、第 3 項の承認を受けたときは、ホット使用施設管理課長、工務第 1 課長及び放射線管理第 2 課長に通知しなければならない。</p> <p>6 ホット使用施設管理課長、工務第 1 課長及び放射線管理第 2 課長は、それぞれ本体施設、特定施設及び放射線管理施設について、修理及び改造が必要と認めた場合において、その修理及び改造が法第 55 条の 2 第 1 項に定める使用前事業者検査を伴わないときは、正常な状態に復帰するために、修理及び改造を行うことができる。</p> <p>(使用前事業者検査)</p> <p>第 15 条の 2 原子力施設検査室長は、使用前事業者検査を実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした使用前事業者検査計画及び使用前事業者検査要領書を策定し、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。ただし、第 1 号ニの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>(1) 使用前事業者検査計画</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 工事の内容</p> <p>ハ 検査の項目及び実施体制</p> <p>ニ 予定期間</p> <p>(2) 使用前事業者検査要領書</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の項目及び検査場所</p> <p>ハ 検査前条件</p> <p>ニ 検査の確認方法及び検査手順</p> <p>ホ 検査の判定基準</p>		

核燃料物質使用変更許可申請書と保安規定の記載整理表

変更前	許可	説明
<p>2 当該使用前事業者検査に関係ある課長等は、原子力施設検査室長の求めに応じ、前項の検査に必要な情報を提供しなければならない。</p> <p>3 原子力施設検査室長は、第1項の同意を得たときは、当該使用前事業者検査に関係ある課長等に通知しなければならない。</p> <p>4 当該使用前事業者検査に関係ある課長等は、前項の通知を受けたときは、それぞれ当該使用前事業者検査に関係ある部長に報告しなければならない。</p> <p>5 原子力施設検査室長は、使用前事業者検査計画及び使用前事業者検査要領書に従い検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、核燃料取扱主任者の確認を受けなければならない。</p> <p>(保守結果の通知等)</p> <p>第16条 原子力施設検査室長は、第14条第5項及び前条第5項の確認を受けたときは、当該事項に関係のある課長等に通知しなければならない。</p> <p>2 ホット使用施設管理課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、第14条の定期事業者検査が終了したとき、第15条の修理及び改造計画に基づく作業と前条の使用前事業者検査が終了したときは、その結果をそれぞれ臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長に報告し、相互に通知しなければならない。</p> <p>3 工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の報告を受けたときは、臨界ホット試験技術部長に通知しなければならない。</p> <p>4 臨界ホット試験技術部長は、第2項の報告及び前項の通知を受けたときは、所長に報告するとともに、核燃料取扱主任者に通知しなければならない。</p> <p>(巡視)</p> <p>第17条 ホット使用施設管理課長及び工務第1課長は、それぞれ、本体施設及び特定施設について、第11条の4第1項に定める施設管理実施計画又は同条第3項に定める特別な施設管理実施計画に基づき巡視しなければならない。</p> <p>第4章 核燃料物質の管理 (核燃料物質の使用等の制限)</p> <p>第18条 ホット使用施設管理課長は、核燃料物質を受け入れるときは、次の各号に掲げるところにより、法第52条の規定により許可を受けた年間予定使用量（以下「年間予定使用量」という。）を超えないようにして行わなければならない。</p> <p>(1) いかなる時点においても、受け入れようとする核燃料物質の量と在庫量との和が年間予定使用量（最大存在量）を超えないこと。</p> <p>(2) 1年間に受け入れる核燃料物質の量が年間予定使用量（延べ取扱量）を超えないこと。</p> <p>2 前項の年間予定使用量は、別表第8に掲げるとおりとする。</p> <p>(核燃料物質の受入)</p> <p>第18条の2 ホット使用施設管理課長は、核燃料物質を受け入れるときは、次の各号に掲</p>		

核燃料物質使用変更許可申請書と保安規定の記載整理表

変更前	許可	説明
<p><u>げる事項について確認しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>受け入れる年月日</u></p> <p>(2) <u>核燃料物質の種類及び数量</u> (核燃料物質の払出)</p> <p>第 18 条の 3 <u>ホット使用施設管理課長は、核燃料物質を払い出すときは、次の各号に掲げる事項について確認しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>払い出す年月日</u></p> <p>(2) <u>核燃料物質の種類及び数量</u> (貯蔵)</p> <p>第 19 条 <u>ホット使用施設管理課長は、核燃料物質を貯蔵するときは、別表第 9 (1)、(2) に掲げる貯蔵施設で行い、かつ、同表に掲げる種類の核燃料物質以外の核燃料物質を貯蔵し、又は同表に掲げる制限量を超えて貯蔵してはならない。</u></p> <p>2 <u>ホット使用施設管理課長は、別表第 9 (1)、(2) に掲げる設備ごとに最大貯蔵量を表示しなければならない。</u></p> <p>3 <u>ホット使用施設管理課長は、核燃料物質を貯蔵するときは、当該核燃料物質の性状、使用履歴、貯蔵時の措置等を記録しなければならない。</u></p> <p>4 <u>ホット使用施設管理課長は、核燃料物質を貯蔵した容器を収納した容器について、定期的に点検しなければならない。</u> (臨界管理)</p> <p>第 20 条 <u>ホット使用施設管理課長は、核燃料物質について、使用、運搬、貯蔵その他の取扱いをするときは、いかなる場合においても、臨界に達することがないように管理しなければならない。</u></p> <p>第 5 章 <u>異常時の措置</u> 第 1 節 <u>警報装置が作動した場合の措置</u> (警報装置が作動した場合の措置)</p> <p>第 21 条 <u>ホット使用施設管理課長及び工務第 1 課長は、それぞれ、本体施設及び特定施設の警報装置が作動したときは、その原因及び状況を調査し適宜の措置を講じなければならない。この場合において、その原因及び状況並びに講じた措置を必要に応じて相互に通報しなければならない。</u></p> <p>第 2 節 <u>点検等において異常を認めた場合の措置</u> (点検等において異常を認めた場合の措置)</p> <p>第 22 条 <u>ホット使用施設管理課長及び工務第 1 課長は、巡視及び点検の結果、異常を認めたときは、その原因及び状況を調査し、適宜の措置を講じなければならない。この場合において、重要と認める異常については、その原因及び状況並びに講じた措置を相互に通報しなければならない。</u></p>		

核燃料物質使用変更許可申請書と保安規定の記載整理表

変更前	許可	説明
<p>2 <u>ホット使用施設管理課長は、前項の通報を受けたとき及び第2編第55条第2項の規定により放射線管理第2課長から点検の結果、異常を認めた旨の通報を受けたときは、その原因及び状況を調査し、適宜の措置を講じなければならない。</u></p> <p>3 <u>ホット使用施設管理課長は、第1項及び前項の調査の結果、その異常がプルトニウム研究1棟の使用に支障を及ぼすと認めたときは、臨界ホット試験技術部長、核燃料取扱主任者、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通報しなければならない。</u></p> <p>4 <u>臨界ホット試験技術部長は、前項の通報を受けたときは、プルトニウム研究1棟の保安に必要な措置を講ずるよう指示するとともに、その異常がプルトニウム研究1棟の保安に重大な影響があると認めたときは、所長に通報しなければならない。</u> <u>(火災発生時の措置)</u></p> <p>第22条の2 <u>ホット使用施設管理課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、施設に火災が発生した場合は、第1編第34条に基づき関係者に通報するとともに、施設の安全を確保するための早期消火及び延焼の防止に努めなければならない。</u></p> <p>2 <u>火災鎮火後、ホット使用施設管理課長は本体施設を、工務第1課長は特定施設を、放射線管理第2課長は放射線管理施設を、それぞれ施設の損傷の有無を確認しなければならない。</u></p> <p>3 <u>工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の確認の結果をホット使用施設管理課長に通報しなければならない。</u></p> <p>4 <u>ホット使用施設管理課長は、第2項の確認を行ったとき及び前項の通報を受けたときは、臨界ホット試験技術部長及び危機管理課長に通報しなければならない。</u></p> <p><u>第3節 勤務時間外に異常が発生した場合の措置</u> <u>(勤務時間外に異常が発生した場合の措置)</u></p> <p>第23条 <u>勤務時間外において、第1編第34条第2項の規定により異常が発生した旨の通報を受けたものは、ただちに現場に赴き、又は第1編第33条第1項第3号に定める通報連絡システムにより関係者を動員し、その原因及び状況を調査するとともに、適宜の措置を講じ、かつ、その原因及び状況をホット使用施設管理課長に通報しなければならない。</u></p> <p>2 <u>ホット使用施設管理課長は、前項の通報を受けた場合において、その異常がプルトニウム研究1棟の使用に支障を及ぼすと認めたときは、ただちに、臨界ホット試験技術部長、核燃料取扱主任者、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通報しなければならない。</u></p> <p>3 <u>臨界ホット試験技術部長は、前項の通報を受けたときは、プルトニウム研究1棟の保安に必要な措置を講ずるよう指示するとともに、その異常がプルトニウム研究1棟の保安に重大な影響があると認めたときは、所長に通報しなければならない。</u></p> <p><u>第4節 自然現象等が発生した場合の措置</u></p>		

核燃料物質使用変更許可申請書と保安規定の記載整理表

変更前	許可	説明
<p><u>(地震後の措置)</u></p> <p>第 23 条の 2 東海村で震度 4 以上の地震が発生したときは、ホット使用施設管理課長は本体施設を、工務第 1 課長は特定施設を、放射線管理第 2 課長は放射線管理施設を、それぞれ点検しなければならない。</p> <p>2 工務第 1 課長及び放射線管理第 2 課長は、前項の点検の結果をホット使用施設管理課長に通報しなければならない。</p> <p>3 ホット使用施設管理課長は、第 1 項の点検を行ったとき及び前項の通報を受けたときは、臨界ホット試験技術部長及び危機管理課長に通報しなければならない。</p> <p><u>第 5 節 非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置</u></p> <p><u>(非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置)</u></p> <p>第 23 条の 3 ホット使用施設管理課長は、第 1 節から第 4 節の定めにおいて、当該異常の状況が非常事態に該当すると認めたとき又は非常事態に発展するおそれがあると認めたときは、第 1 編第 34 条第 3 項及び第 36 条第 2 項の定めにより措置しなければならない。</p> <p><u>第 6 章 放射線管理</u></p> <p><u>(管理区域の区分)</u></p> <p>第 24 条 プルトニウム研究 1 棟に係る管理区域の区分は、別図に示すとおりとする。</p> <p><u>(放射線測定機器)</u></p> <p>第 25 条 第 2 編第 36 条に規定するプルトニウム研究 1 棟に係る放射線測定機器は、別表第 10 及び別表第 11 に掲げるとおりとする。</p> <p><u>(放射線測定機器の警報装置の作動条件)</u></p> <p>第 26 条 放射線管理第 2 課長は、別表第 12 に掲げるところにより、警報装置が作動するようこれを設定しなければならない。</p> <p><u>第 7 章 固体廃棄物の保管</u></p> <p><u>(固体廃棄物の保管)</u></p> <p>第 27 条 ホット使用施設管理課長は、固体廃棄物を廃棄物処理場に引き渡すまでの限られた期間、施設内で保管するときは、別表第 13 に掲げる廃棄物保管場所にて保管能力の範囲内で保管しなければならない。</p> <p>2 ホット使用施設管理課長は、前項の廃棄物保管場所の異常の有無を確認するため、3 月間に 1 回以上巡視しなければならない。</p>		

核燃料物質使用変更許可申請書と保安規定の記載整理表

変更前						許可	説明
別表第1 核燃料物質の最大使用量							
使用場所	プルトニウム	天然ウラン	劣化ウラン	濃縮ウラン	トリウム		
101号室	0 g	0 g	二	二	二		
102号室	0 g	0 g	二	0 g	二		
103号室	0 g	0 g	二	二	二		
106号室	0 g	0 g	二	二	二		
107号室	0 g	0 g	二	0 g	二		
108号室	0 g	0 g	0 g	0 g	0 g		
※：全ての使用場所で、核燃料物質を使用しない。							
別表第2 警報装置の作動条件							
区分	警 報 装 置		作 動 条 件				
本体施設	グローブボックス内の負圧		室内に対し 49 Pa 以下				
特定施設	非常用電源		非常用電源異常停止				
	排気第1系統ダクト内負圧		736 Pa 以下				
	排気第2系統ダクト内負圧		491 Pa 以下				
	排気第3系統ダクト内負圧		491 Pa 以下				
	排気第11系統ダクト内負圧		491 Pa 以下				
	排気第8系統ダクト内負圧		736 Pa 以下				
	ろ過水		ろ過水断水				
	廃液貯槽		0.95 m 水位以上				
集水ピット		1.2 m 水位以上					

核燃料物質使用変更許可申請書と保安規定の記載整理表

変更前		許可	説明
別表第3 常用負圧維持値			
設 備 等	負 圧 維 持 値		
排気第1系統ダクト内負圧	833 Pa 以上		
排気第2系統ダクト内負圧	588 Pa 以上		
排気第3系統ダクト内負圧	588 Pa 以上		
排気第11系統ダクト内負圧	588 Pa 以上		
排気第8系統ダクト内負圧	833 Pa 以上		
グローブボックス	98 Pa 以上		
別表第4 保安上重要な設備等			
区分	施 設	設 備 等	
本体施設	使用施設	(1) グローブボックス (2) フード (3) 負圧計 (4) 警報装置	
特定施設	廃棄施設	(1) 気体廃棄設備 (2) 液体廃棄設備	
	上記以外の施設	(1) 受変電設備 (2) 非常用電源設備	
別表第5 施設の運転管理			
区分	設 備 等	点 検 項 目	
本体施設	グローブボックス	(1)負圧が正常に維持されていること (2)グローブ及びビニルバッグに損傷がないこと (3)外部汚染がないこと	
	フード	風向が正常に維持されていること	
特定施設	受変電設備	電圧、電流、電力等が正常であること	
	非常用電源設備	燃料油、潤滑油、冷却水、操作機器等が正常であること	

核燃料物質使用変更許可申請書と保安規定の記載整理表

変更前		許可	説明
	気体廃棄設備	電源、電圧、操作機器等が正常であること	
	液体廃棄設備	警報水位以下で配管バルブ等が正常であること	
別表第6 (削除)			
別表第7 (削除)			
別表第8 核燃料物質の年間予定使用量			
核燃料物質の種類	年間予定使用量		
	最大存在量	延べ取扱量	
劣化ウラン	5kg	5kg	
天然ウラン	12kg	12kg	
濃縮ウラン			
5%未満	1kg (²³⁵ U量 50g)	1kg (²³⁵ U量 50g)	
5%以上 20%未満	500g (²³⁵ U量 100g)	500g (²³⁵ U量 100g)	
20%以上	500g (²³⁵ U量 465g)	500g (²³⁵ U量 465g)	
プルトニウム (密封)	5g	5g	
プルトニウム (非密封)	395g	395g	
トリウム	1kg	1kg	

核燃料物質使用変更許可申請書と保安規定の記載整理表

変更前			許可	説明
別表第9(1) 核燃料物質の貯蔵制限量				
貯蔵施設		最大貯蔵量		
場所	設備			
101号室*	保管庫 101	天然ウラン 溶液、固体	0 g	
		劣化ウラン 溶液、固体	0 g	
		トリウム 溶液、固体	0 g	
		濃縮ウラン 溶液、固体	0 g	
102号室*	保管庫 102	天然ウラン 溶液、固体	0 g	
		劣化ウラン 溶液、固体	0 g	
		トリウム 溶液、固体	0 g	
		濃縮ウラン 溶液、固体	0 g	
103号室*	保管庫 103	天然ウラン 溶液、固体	0 g	
		劣化ウラン 溶液、固体	0 g	
		トリウム 溶液、固体	0 g	
		濃縮ウラン 溶液、固体	0 g	
106号室*	保管庫 106	天然ウラン 溶液、固体	0 g	
		劣化ウラン 溶液、固体	0 g	
		トリウム 溶液、固体	0 g	
		濃縮ウラン 溶液、固体	0 g	
107号室*	保管庫 107	天然ウラン 溶液、固体	0 g	
		劣化ウラン 溶液、固体	0 g	
		トリウム 溶液、固体	0 g	
		濃縮ウラン 溶液、固体	0 g	
108号室*	保管庫 108	天然ウラン 溶液、固体	0 g	
		劣化ウラン 溶液、固体	0 g	
		トリウム 溶液、固体	0 g	
		濃縮ウラン 溶液、固体	0 g	
※：101号室、102号室、103号室、106号室、107号室及び108号室で核燃料物質を貯蔵しない。				
別表第9(2) 核燃料物質の貯蔵制限量				
貯蔵施設		最大貯蔵量		
場所	設備			
109号室	貯蔵棚 A	プルトニウム 固体	100 g	
		天然ウラン 固体	500 g	
	貯蔵棚 B	プルトニウム 固体	100 g	
		天然ウラン 固体	500 g	
	貯蔵棚 C	プルトニウム 固体	100 g	
		天然ウラン 固体	500 g	

核燃料物質使用変更許可申請書と保安規定の記載整理表

変更前			許可	説明
	貯蔵棚 D	プルトニウム 固体 100 g		
		天然ウラン 固体 500 g		
	貯蔵棚 E	プルトニウム 固体 100 g		
		天然ウラン 固体 500 g		
	貯蔵棚 F	プルトニウム 固体 100 g		
		天然ウラン 固体 500 g		
	貯蔵棚 G	プルトニウム 固体 100 g		
		天然ウラン 固体 500 g		
	貯蔵棚 H	プルトニウム 固体 100 g		
		天然ウラン 固体 500 g		
	貯蔵棚 I	天然ウラン 固体 12 kg		
		劣化ウラン 固体 5 kg		
トリウム 固体 1 kg				
濃縮ウラン 固体 500 g				
貯蔵棚 J	天然ウラン 固体 12 kg			
	劣化ウラン 固体 5 kg			
	トリウム 固体 1 kg			
	濃縮ウラン 固体 500 g			
貯蔵棚 K	天然ウラン 固体 12 kg			
	劣化ウラン 固体 5 kg			
	トリウム 固体 1 kg			
	濃縮ウラン 固体 500 g			
貯蔵棚 L	天然ウラン 固体 12 kg			
	劣化ウラン 固体 5 kg			
	トリウム 固体 1 kg			
	濃縮ウラン 固体 500 g			
貯蔵棚 M	天然ウラン 固体 12 kg			
	劣化ウラン 固体 5 kg			
	トリウム 固体 1 kg			
	濃縮ウラン 固体 500 g			
貯蔵棚 N	天然ウラン 固体 12 kg			
	劣化ウラン 固体 5 kg			
	トリウム 固体 1 kg			
	濃縮ウラン 固体 500 g			

核燃料物質使用変更許可申請書と保安規定の記載整理表

変更前						許可	説明
別表第10 放射線測定機器及び測定箇所							
機器種別	測定箇所	指示範囲	数量	使用方法	測定線種		
排気ダスト モニタ	排気口Ⅰ	0～10 ⁵ s ⁻¹	1	排気中の放射性塵埃濃度の連続監視に用いる。	アルファ線		
	排気口Ⅱ、Ⅲ	0～10 ⁵ s ⁻¹	1		アルファ線		
室内ダスト モニタ	施設内	0～10 ³ s ⁻¹	1	管理区域内空気中の放射性塵埃濃度の監視に用いる。	アルファ線		
別表第11 放射線測定機器及び設置箇所							
機器種別	設置箇所	数量	使用方法	測定線種			
ハンドフットクロスモニタ	管理区域出入口	1	手、足、衣服等の表面密度の測定に用いる。	アルファ線 ベータ線			
表面汚染検査用サーベイメータ	施設内	二	床及び機器等の表面密度の測定に用いる。	アルファ線 ベータ線			
ガンマ線サーベイメータ		二	線量当量率の測定に用いる。	ガンマ線			
別表第12 放射線測定機器の警報装置の作動条件							
測定機器	測定対象	測定線種	警報装置の作動条件 ^{注)}				
排気ダストモニタ	排気口Ⅰの放射性塵埃の濃度	アルファ線	1日平均して 7×10 ⁻⁸ Bq/cm ³ 以上				
	排気口Ⅱ、Ⅲの放射性塵埃の濃度	アルファ線	1日平均して 7×10 ⁻⁸ Bq/cm ³ 以上				
注) 警報装置の作動条件の値はバックグラウンドを除く値とする。なお、この値より低い値で作動させることができるものとする。							

核燃料物質使用変更許可申請書と保安規定の記載整理表

変更前		許可	説明
別表第13 廃棄物保管場所の保管能力			
廃棄物保管場所	保管能力 (200ℓドラム缶換算)		
113号室	30本		
別図 プルトニウム研究1棟平面図 (図 省略)			